

新旧対照表

○南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例

改正後	改正前
<p>南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例</p>	<p>南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例</p>
<p style="text-align: right;">平成十二年三月三十一日 告示第三百三十三号</p>	<p style="text-align: right;">平成十二年三月三十一日 告示第三百三十三号</p>
<p>改正 平成一九年 六月二二日告示第 平成二二年 三月三十一日告示第 七三一号 二六一号 平成二三年 三月三十一日告示第 平成二七年一〇月 二日告示第 二九七号 六三〇号</p>	<p>改正 平成一九年 六月二二日告示第 平成二二年 三月三十一日告示第 七三一号 二六一号 平成二三年 三月三十一日告示第 平成二七年一〇月 二日告示第 二九七号 六三〇号</p>
<p>南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例</p>	<p>南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この告示は、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号。以下「規則」という。）第十一条第三十七項の規定により、南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び許可基準の特例を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この告示は、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号。以下「規則」という。）第十一条第三十六項の規定により、南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び許可基準の特例を定めるものとする。</p>
<p>(許可基準の特例を適用する地域)</p>	<p>(許可基準の特例を適用する地域)</p>
<p>第二条 南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域は、当該特別地域のうち、次に掲げる地域を除く地域（以下「特例適用地域」という。）とする。</p>	<p>第二条 南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域は、当該特別地域のうち、次に掲げる地域を除く地域（以下「特例適用地域」という。）とする。</p>
<p>館山市大字伊戸字イモリツカ、字鯨ホラ、字城ノ腰、字助郷浦、字走り口及び字二ツ谷の各一部並びに字藪ノ木の全部、大字犬石字巴原及び字割田の各一部並びに字平砂浦の全部、大字小沼字平砂浦の一部、大字坂井字平砂浦の一部、大字坂足字向原の一部、大字佐野字外大下の一部、大字洲宮字平砂浦の一部、大字藤原字平砂浦の一部並びに大字布沼字平砂浦の一部</p>	<p>館山市大字伊戸字イモリツカ、字鯨ホラ、字城ノ腰、字助郷浦、字走り口及び字二ツ谷の各一部並びに字藪ノ木の全部、大字犬石字巴原及び字割田の各一部並びに字平砂浦の全部、大字小沼字平砂浦の一部、大字坂井字平砂浦の一部、大字坂足字向原の一部、大字佐野字外大下の一部、大字洲宮字平砂浦の一部、大字藤原字平砂浦の一部並びに大字布沼字平砂浦の一部</p>
<p>2 前項の特例適用地域を表示した図面は、千葉県環境生活部自然保護課及び安房土木事務所において縦覧に供する。</p>	<p>2 前項の特例適用地域を表示した図面は、千葉県環境生活部自然保護課及び安房土木事務所において縦覧に供する。</p>
<p>(許可基準の特例)</p>	<p>(許可基準の特例)</p>
<p>第三条 特例適用地域において行われる規則第十一条第五項本文に規定する行</p>	<p>第三条 特例適用地域において行われる規則第十一条第五項本文に規定する行</p>

改正後	改正前
<p>為のうち、住宅（別荘を除く。以下同じ。）若しくは住宅部分を含む建築物（住宅部分の延べ床面積が当該建築物の延べ床面積の二分の一未満のものを除く。以下同じ。）又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築又は増築については、同条第四項第二号中「当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル」とあるのは「当該建築物の高さが十三メートル」と、「十メートルを」とあるのは「十三メートルを」と、同条第五項各号列記以外の部分本文中「並びに前項第一号及び第二号」とあるのは「及び前項第二号」と、「次の」とあるのは「第一号の」と、同項第一号中「二千平方メートル」とあるのは「五百平方メートル」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。</p> <p>2 特例適用地域において行われる規則第十一条第六項本文に規定する行為のうち、住宅若しくは住宅部分を含む建築物又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築又は増築については、同条第四項第十一号中「二千平方メートル」とあるのは「五百平方メートル」と、同条第六項各号列記以外の部分本文中「第九号から第十一号まで」とあるのは「第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号の」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。</p> <p>附 則 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十九年六月二十二日告示第七百三十一号） この告示は、公示の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十二年三月三十一日告示第二百六十一号） この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十三年三月三十一日告示第二百九十七号） この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十七年十月二日告示第六百三十号） この告示は、公示の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和六年三月二十六日告示第百九十三号）</u> <u>この告示は、公示の日から施行する。</u></p>	<p>為のうち、住宅（別荘を除く。以下同じ。）若しくは住宅部分を含む建築物（住宅部分の延べ床面積が当該建築物の延べ床面積の二分の一未満のものを除く。以下同じ。）又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築又は増築については、同条第四項第二号中「当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル」とあるのは「当該建築物の高さが十三メートル」と、「十メートルを」とあるのは「十三メートルを」と、同条第五項各号列記以外の部分本文中「並びに前項第一号及び第二号」とあるのは「及び前項第二号」と、「次の」とあるのは「第一号の」と、同項第一号中「二千平方メートル」とあるのは「五百平方メートル」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。</p> <p>2 特例適用地域において行われる規則第十一条第六項本文に規定する行為のうち、住宅若しくは住宅部分を含む建築物又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築又は増築については、同条第四項第十一号中「二千平方メートル」とあるのは「五百平方メートル」と、同条第六項各号列記以外の部分本文中「第九号から第十一号まで」とあるのは「第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号の」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。</p> <p>附 則 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十九年六月二十二日告示第七百三十一号） この告示は、公示の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十二年三月三十一日告示第二百六十一号） この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十三年三月三十一日告示第二百九十七号） この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十七年十月二日告示第六百三十号） この告示は、公示の日から施行する。</p> <p>（新設）</p>